特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和7年8月4日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

・一句に個人情報ノバ	マイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「桂基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の合帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の報当元市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付「⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付「⑪個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑫サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑫田・書のコンビニ交付 なお、⑨の「個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令「平成26年11月20日総務省令第85号。以下個人番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、即に対する情報の提供を活めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム(既存住民台帳システム)、住基ネットコミュニケーションサーバー(住基ネットCS)、団体内統合宛名システム及び中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、クラウド型バックアップセンター、住民記録システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) •第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) 法令上の根拠 ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関する命令(令和て、第三欄(情報提供者)が「市町村長」のまれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、384、86、87、91、92、96、106、108、110、112、144、149、150、151、152、155、156、158、1【別表における情報照会の根拠】	株の制限)及び別表 かための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 知6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条に掲げる表におい 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含 9、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、 2、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、				
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	滑川市産業民生部 市民課					
②所属長の役職名	市民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市等					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	滑川市(総務部DX推進課)富山県滑川市:	寺家町104番地 076-475-1251				
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[]適用した				
適用した理由						

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点

2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年	₹7月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] ては、それぞれ重	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた入	、手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			Ε]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入。 2)十分である 3)課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入。 2)十分である 3)課題が残さ		
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さ		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる	作業は	はい
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ	れている	
判断の根拠	個人情報	プァイルの保管に当	当たっては、開庁	ー登録事務に係る横断的な ・日ごとの日次バックアップ・ 為的ミスが発生するリスク・	を欠かさ	ずに実施し、さらに月次
9. <u>監査</u>						
実施の有無	[0]	自己点検	[O] 内:	部監査 []	外部監	査
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入; 2) 十分に行っ ⁻ 3) 十分に行っ ⁻	ている	ている

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正4) 委託先における不正な使り5) 不正な提供・移転が行われ6) 情報提供ネットワークシス・	リスクへの対策 おい必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの とに使用されるリスクへの対策 用等のリスクへの対策 いるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通 テムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 テムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	iじた提供を除く。) 策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	等を確認し、当該事業者においてでまた、契約書において、再委託にて	先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監行政機関等と同等の安全管理措置を講じることがで ついては原則として禁止し、やむを得ず再委託をする 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと等を義務付け は「十分である」と考えられる。	きると判断した。 必要がある場合